

業務委託特記仕様書

第1条 下荒川農地海岸堤防機械設備保守点検業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたっては、本仕様書の定めるところによるものとする。

第2条 本業務の施行箇所は、釜石市唐丹町字下荒川地内で別添位置図に示すとおりである。

第3条 本業務委託の完了期限は、令和9年3月10日までとする。

第4条 本業務の委託内容は、次のとおりとする。

- (1) 水門の機械設備及び電気設備が正常に作動するように保守点検を行うこと。
- (2) 上記設備に故障を確認した場合、早期復旧に向けた原因の特定及び修理等による初期対応を行うこと。
- (3) 非常用動力設備に係るオイル交換を行うこと。
- (4) 水門設備に係るオイル交換及びグリス交換を行うこととし、(別紙)水門設備給油一覧に示す材料及び数量を用いて、次の①から②の作業を行うこと。

①オイル交換(注入)

- ・既存油を完全に抜き取り、廃油は漏洩のない容器に回収すること。
- ・スラッジ堆積が認められる場合、メーカー推奨方法により洗浄を行うこと。
- ・指定量の新油を充填し、油面・油圧・温度を確認すること。
- ・充填後に試運転を行い、異音・振動・漏れの有無を確認すること。

②グリス交換(塗布)

- ・旧グリス・異物を除去し、必要に応じて溶剤清掃を行うこと。
 - ・指定量を塗布し、過剰塗布による発熱・抵抗増加を防止すること。
 - ・余剰グリスを拭き取り、漏れ・飛散のない状態とすること。
 - ・ニップル等の損傷がある場合は発注者へ報告すること。
- (5) 発生した廃油については、性状（汚濁状況、水分混入、異物混入等）を取りまとめ、処分方法について監督職員に協議を行うこと。
- なお、廃油処分に要する費用については、必要に応じて設計変更により計上するものとする。

第5条 本業務の対象設備は以下のとおりである。

名称	製品	形状
機械設備	(水門)鋼製シェル構造ローラーゲート2基	純径間 17.100m×有効高 4.460m
電気設備	電源設備、操作設備	

第6条 保守点検の対象機器及び点検内容は(別紙)保守点検一覧のとおりとする。
また、他に点検が必要な場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

点検の結果、故障が確認された場合、遅滞なく監督職員に状況を報告するとともに、原因、復旧方法(修理にかかる概算費用試算を含む)を検討し、対応について協議を行うこと。

なお、追加の点検にかかる費用については設計変更により計上するものとする。

第7条 本業務の履行において次の書類を提出するものとする。

(1) 点検計画書

受注者は、施行に先立ち点検計画書を提出し、監督職員の承認を受けるものとする。

(2) 点検報告書、点検写真

業務完了時に点検報告書及び点検写真を取りまとめて提出すること。

提出にあたってはA4判製本1部と電子データ1部とする。

第8条 設計業務等委託契約書附属条件第4条で定める照査技術者の配置は求めない。

第9条 この業務の実施にあたり疑義が生じたときは、監督職員と協議し決定するものとする。

(別紙)

①水門設備給油一覧

種類	給油箇所	給油方法	名称	規格 〔粘度・ちょう度〕	交換数量
オイル	差動歯車減速機	注入	工業用極圧ギヤ油	JIS K 2219 2種 〔ISO VG 68〕	180L×2門 計:360L
	モータ・エンジン 切替装置	注入	耐摩耗性高粘度指数 作動油	JIS K 2213 4種 〔ISO VG 22〕	160L×2門 計:320L
	マイタギヤボックス	注入	工業用極圧ギヤ油	JIS K 2219 2種 〔ISO VG 150〕	3.5L×2門 計:7L
グリス	ワイヤーロープ	塗布	ワイヤーロープ用 浸透性防錆グリス	JIS K 2246相当 〔NLGI No分類外〕 (参考:No. 1.5相当)	20kg×2門 計: 40kg

②保守点検一覧

作業機器	点検内容
(機械設備) ・扉体 ・戸当たり ・水密部 ・開閉装置 ・開度計 ・水位計 (電気設備) ・引込開閉器盤 ・耐雷トランス ・電源切替盤 ・非常用発電機 ・無停電電源装置 ・分電盤	・亀裂、摩耗、たわみ、変形、腐食、取付ボルトの緩み等の点検 ・簡易な給油 ・塗膜の発錆、ふくれ、剥離、亀裂等の点検 ・動作試験 ・開度計の指示点検 ・水位計の指示点検 ・巡視で把握できない箇所の異常の有無 ・軽微な手入れ清掃 ・動作試験 ・電源切替動作試験 ・測定試験（絶縁抵抗、接地抵抗、蓄電池電圧、内部抵抗、温度測定）